

# 国土交通省の品質確保に関する取り組みについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17.4)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を

総合的に推進するための基本的な方針(H17.8)【閣議決定】

総合評価方式の  
拡充

国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン(H17.9)

簡易型総合評価方式の導入(H17.10)

高度技術提案型総合評価方式の導入(H18.4)

総合評価方式の拡充

競争性・透明性・  
公正性の向上

一般競争入札の拡大

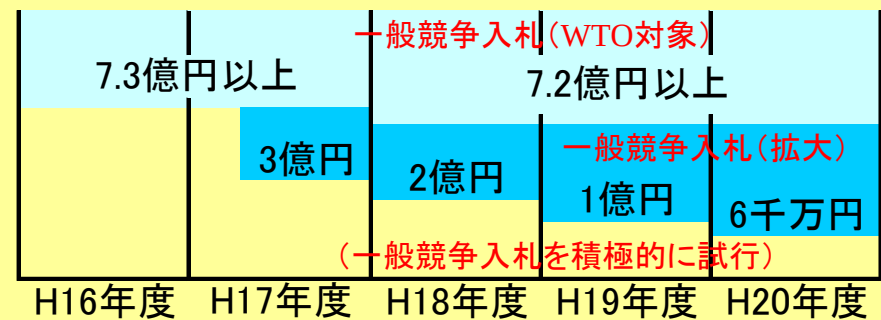


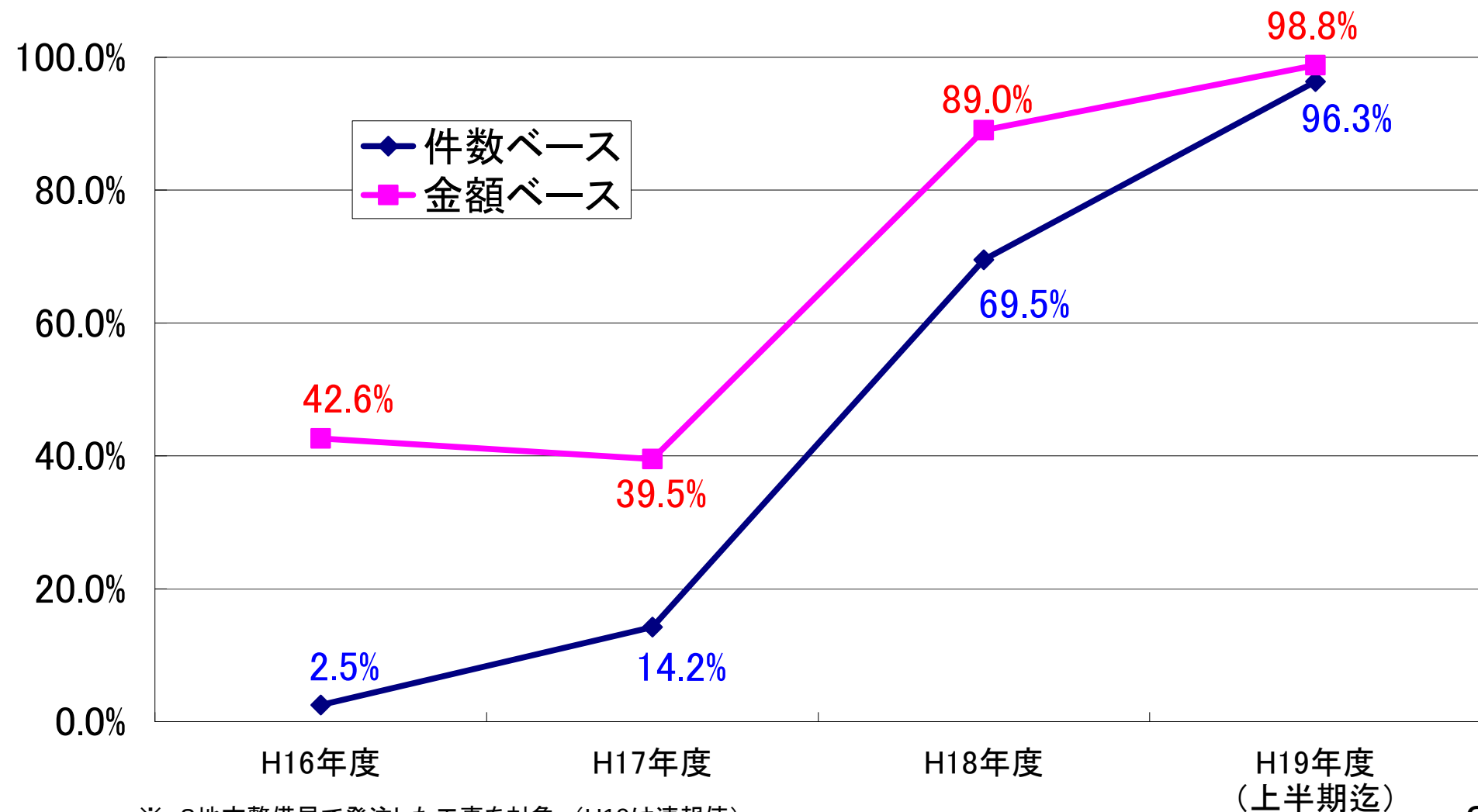
図 一般競争入札の拡大状況

相次ぐダンピング受注  
への対応

2度にわたるダンピング対策(H18.4、H18.12)

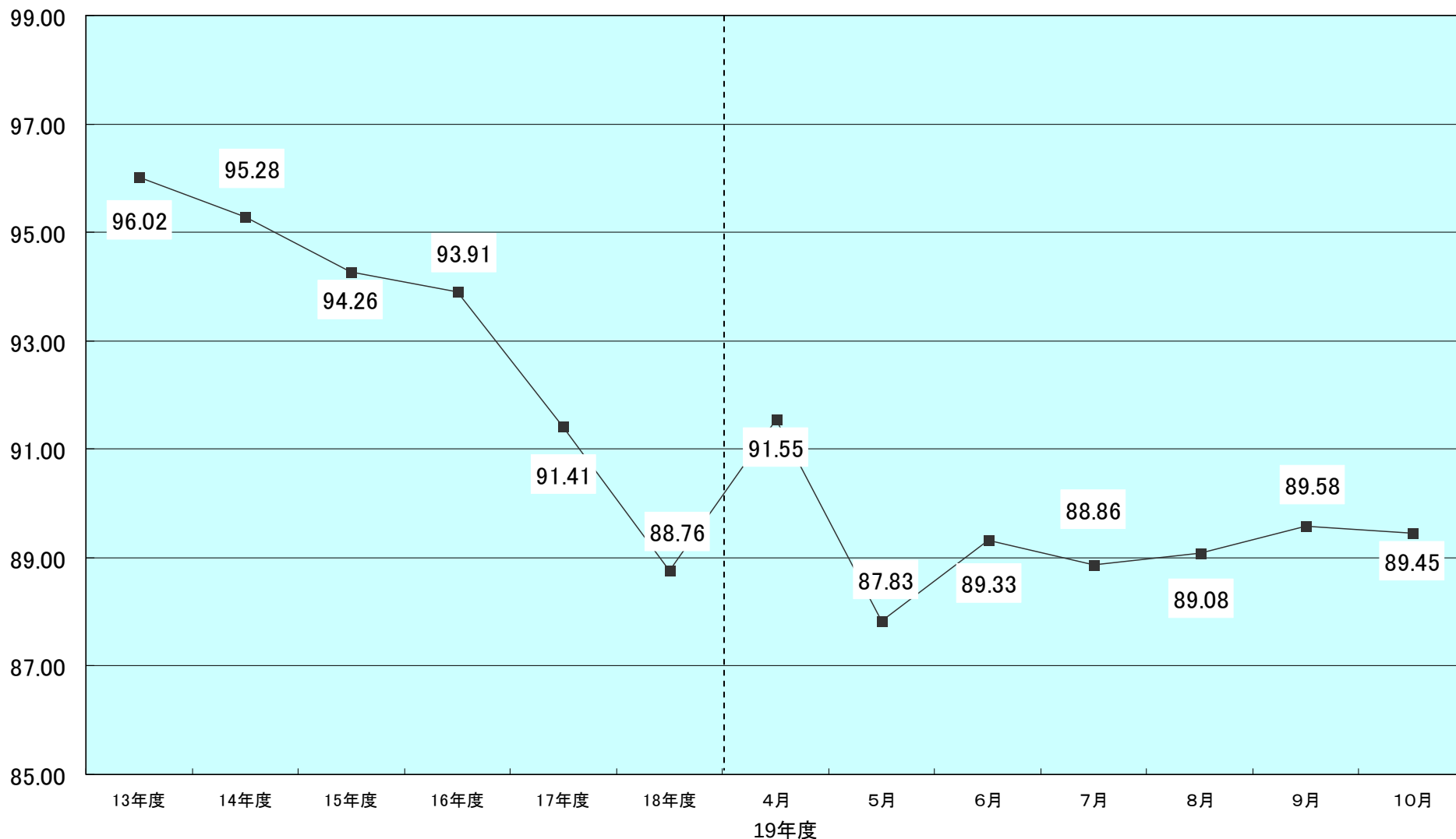
# 総合評価方式の導入・拡大

- 品確法制定前(H16年度)は全工事発注件数に占める割合は2.5%
- 品確法制定後は前年比5倍以上(件数ベース)で拡大。
- 平成19年度(上半期迄)はほぼ全ての工事の発注を総合評価方式で実施。



# 国土交通省(地方整備局)の平均落札率推移

(%)



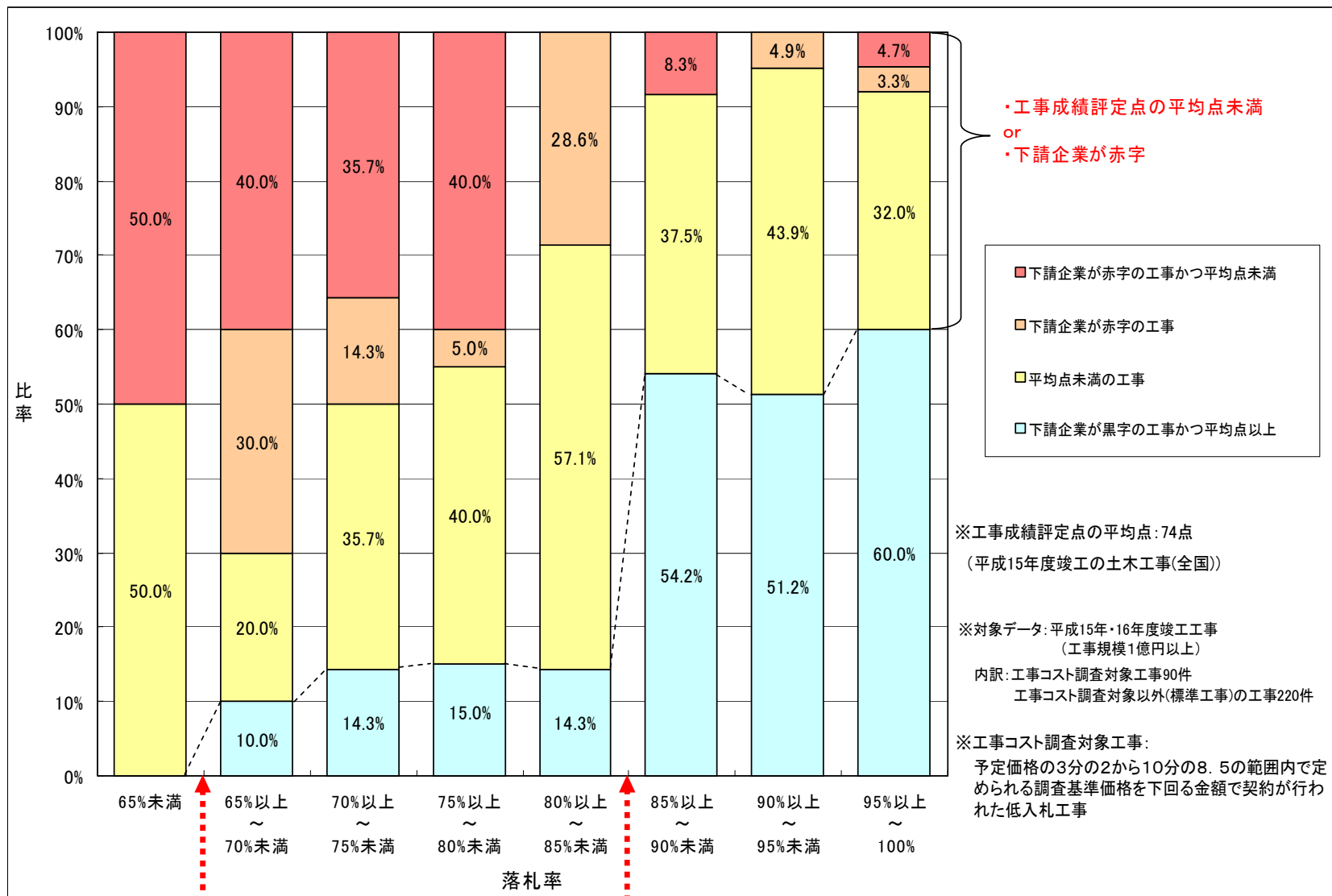
注1 平成13～17年度の平均落札率は港湾空港関係を除く。平成18年度は港湾空港関係を含む。

注2 平成19年4月以降の各月の落札率は速報値であり、契約金額100万円以上の工事を対象としている。

注3 随意契約を除く

# 「工事成績評定点74点以下の工事」や 「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

落札率が低くなるほど、工事成績評定が**平均点以下の工事**や**下請企業が赤字の工事**の割合が増加する。



概ね65%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事は無い。

概ね85%未満では、下請企業が黒字の工事かつ平均点以上の工事が大幅に減り、下請企業の赤字が急増する。

# 国土交通省の低価格入札対策

『いわゆるダンピング受注に係る  
公共工事の品質確保及び下請業者への  
しわ寄せの排除等の対策について』  
(H18.4.14)

## ○適正な施工の確保の徹底

- ・重点調査の拡大及び調査結果の公表
- ・下請業者への適正な支払確認等のための  
立入調査の強化
- ・工事コスト調査の内訳の公表

## ○発注者の監督・検査等の強化

- ・発注者によるモニターカメラの設置、  
施工プロセスの確認
- ・受注者による不可視部分のビデオ撮影

## ○受注者側技術者の増員の強化

- ・70点未満の工事成績評定を通知された企業は  
技術者2名体制

## ○指名停止措置の強化

- ・粗雑工事が生じた場合は  
最低限3ヶ月(従前は1ヶ月)

## ○前工事の単価による後工事の積算

- ・前工事で単価等の合意、後工事を  
随意契約する場合は合意した単価等を使用

## ○ダンピング受注対策地方協議会の開催

『緊急公共工事品質確保対策について (H18.12.8)』

## ○総合評価方式の拡充

施工体制確認型総合評価方式の試行

- ➡ 約1,600件で実施(H19.1～9)。ほぼ全件で落札者の応札額は調査  
基準価格以上。

## ○品質確保ができないおそれがある場合の具体化

極端な低入札について特別重点調査を実施

- ➡ 約110件で実施(H19.1～9)。全件で低価格で入札した者を無効又は  
排除。

## ○入札ボンドの導入拡大

(市場による与信審査を通じて資力信用をチェック)

現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、  
地方公共団体の導入と連携して拡大。

- ➡ 東北・近畿の一部工事で導入(H18年度:18件)。平成19年度は  
試行対象を拡大し全国(8地整)200件以上で実施。

## ○一般競争参加資格として必要な

同種工事の実績要件の緩和

実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。  
(過去10年分 → 当面、最大で過去15年分)

## ○公正取引委員会との連携強化

## ○予定価格の的確な見直し

# 施工体制確認型総合評価方式について

「総合評価方式」：価格と品質が総合的に優れた者を落札者とする方式

技術評価点

入札価格

= 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

〔導入前〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～50点

品質確保の体制  
までは未確認

〔導入後〕

技術評価点 = 標準点100点 + 技術提案加算点 10～70点 + 施工体制評価点 30点

品質確保の体制を審査  
要素として加味

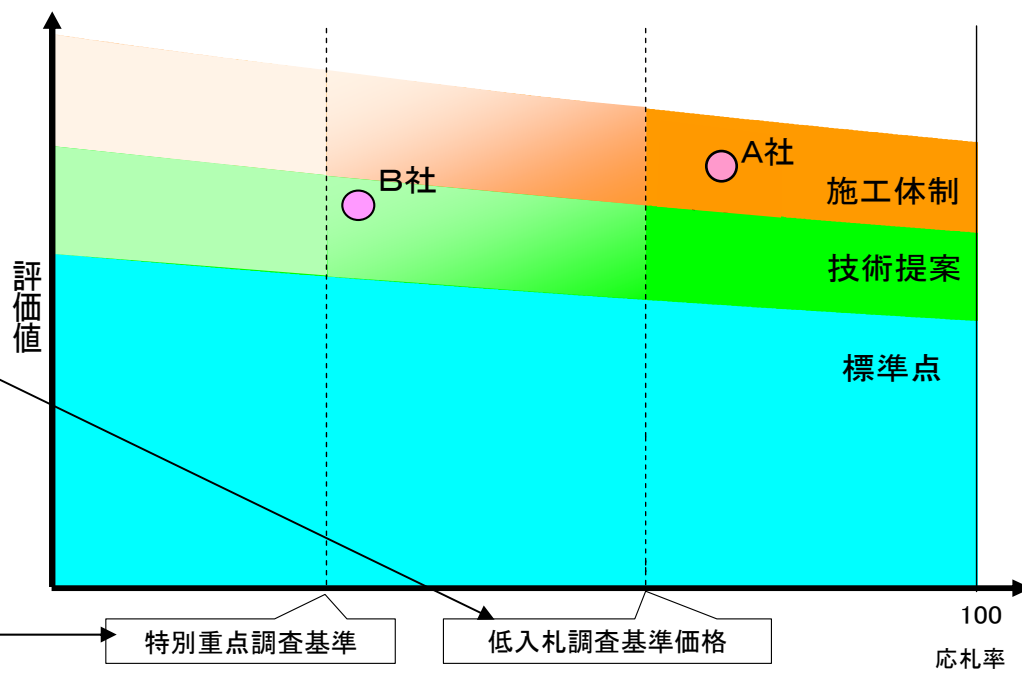
入札者の技術力を活かした  
提案への配点を引き上げ

予定価格の2/3から85%までの範囲内で工事  
ごとに定める

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5

- ・直接工事費 の75%
- ・共通仮設費 の70%
- ・現場管理費 の60%
- ・一般管理費等の30%

のいずれか。



# 特別重点調査について

## 会計法の制度（第29条の6第1項ただし書）

- ・工事ごとにあらかじめ定めた基準価格※を下回った場合は、「契約内容の履行がされないおそれ」の有無を調査  
※ 予定価格の2/3～85%の範囲内で定める
- ・「履行がされないおそれ」のある者とは契約しない（次順位者と契約）

## 現行の運用状況

- ・「履行がされないおそれ」のある場合とは何か具体化されていない。
- このため、年間1,000件弱の調査を行っても、低入札者の排除には至らず、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。

## 新たな取組み

現行制度を的確に運用するため、「契約内容の履行がされないおそれ」のある場合<sup>※</sup>を次のとおり具体化  
調査対象者に合計28種類の資料の提出を求め、その内容により確認を行う。

品質確保がされないおそれがある極端な低価格で資材・機械・労働の調達を見込んでいる場合

⇒ 品質が確保された取引実績を過去の契約書類等で確認

品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがある場合

⇒ 交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制が見込まれているか確認

### 特別重点調査の対象

○ 入札額が低入札価格調査基準を下回り、かつ、その費目別内訳が発注者の積算額の一定割合※以下である場合

※

|         |      |
|---------|------|
| ・直接工事費  | の75% |
| ・共通仮設費  | の70% |
| ・現場管理費  | の60% |
| ・一般管理費等 | の30% |

のいずれか。

# 低入札価格調査の対象となった件数

※平成19年12月10日現在

- 平成18年12月の対策以降は、前年度比で「**倍増から半減へ**」。
- 低入札価格調査(特別重点調査)による**排除方針の明確化**により、**低価格の入札が減少**。  
また、低価格で入札した者も、「**施工体制確認型総合評価**」により、**第1順位になる機会が減少**。

